

総社市告示第131号

総社市医療機関等物価高騰対策支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和4年12月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市医療機関等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症並びに原油価格及び物価高騰の影響を受けている医療機関等の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な医療の提供に資するため、総社市医療機関等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院のうち、保険医療機関(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。次号において同じ。)をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、保険医療機関をいう。
- (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局のうち、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。
- (4) 施術所 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第19条第1項又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項に規定する開設の届出を行った施術所のうち、令和4年4月1日から同年11月30日までの間に医療保険各法に規定する療養費の対象となる施術を行った実績があるものをいう。
- (5) 医療機関等 市内に存する病院、診療所、薬局及び施術所をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、令和4年12月1日現在において医療機関等を運営している者(以下「事業者」という。)であって、継続して当該医療機関等を運営する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の支給を受けることができない。

- (1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を運営している者
- (2) 事業者若しくはその役員等が、総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するもの又は当該暴力団員等と密接な関係を有するものである者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表の区分に応じた医療機関等の数に支援額を乗じて得た額の合計額とし、100万円を上限とする。

2 支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、令和5年2月28日までに、総社市医療機関等物価高騰対策支援金支給申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、総社市医療機関等物価高騰対策支援金支給決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金を支給することが適当でないと認められるときは、総社市医療機関等物価高騰対策支援金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査に当たり、支給申請に係る医療機関等その他の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を受けた者が、虚偽その他不正の手段により支援金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その取消しに係る部分の支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 支援額 |
|-----|----------------|
| 病院 | 1 病院当たり 50 万円 |
| 診療所 | 1 診療所当たり 50 万円 |
| 薬局 | 1 薬局当たり 40 万円 |
| 施術所 | 1 施術所当たり 30 万円 |